○外務省告示第三十五号

カザフスタン共和国政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の加入書を平成二十九年十二月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成三十年三月八日にカザフスタン共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年十二月八日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三十六号

平成三十年一月三十日にパラマリボで、スリナム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリナム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　岡田光彦在スリナム大使

スリナム側　イエルズ・ボラック＝ビゲリ外務大臣

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三十七号

平成三十年一月三十一日にポルトープランスで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がハイチ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日本側　八田善明在ハイチ大使館大使

ハイチ側　アントニオ・ロドリグ外務・宗務大臣

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

○財務省
農林水産省告示第一号
経済産業省

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月十三日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　齋藤　健

経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：新潟支店 郵便番号：951－8061 所在地：新潟県新潟市中央区西堀通四番町816－10 電話番号：025－228－2181	営業所又は事務所の名称：新潟支店 郵便番号：950－0087 所在地：新潟県新潟市中央区東大通二丁目4－4日生不動産東大通ビル1階 電話番号：025－255－5111

(2)　変更年月日

平成30年2月13日

(3)　変更の理由

移転のため

○文部科学省
厚生労働省告示第一号

保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五　保育の内容等 一　（略） 二　保育に従事する者の保育姿勢等 イ　（略） ロ　保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。 ハ・ニ　（略） 三　（略）	第五　保育の内容等 一　（略） 二　保育に従事する者の保育姿勢等 イ　（略） ロ　保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。 ハ・ニ　（略） 三　（略）

○厚生労働省告示第二十五号

保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）の施行に伴い、及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五　保育の内容等 一　（略） 二　保育に従事する者の保育姿勢等 イ　（略） ロ　保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。 ハ・ニ　（略） 三　（略）	第五　保育の内容等 一　（略） 二　保育に従事する者の保育姿勢等 イ　（略） ロ　保育に従事する者が保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第百四十一号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。 ハ・ニ　（略） 三　（略）